

(別紙1) ドアツードアの原則の廃止に関する留意事項

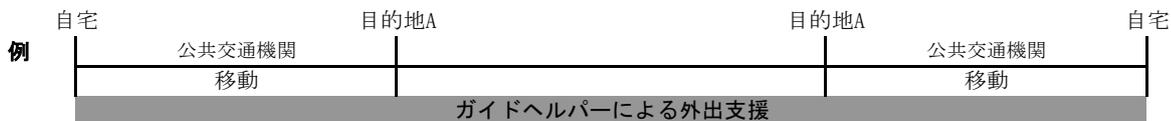
平成24年4月から、ドアツードアの原則については廃止します。
これに関し、いくつかの留意点がありますのでご注意ください。

1. 「ドアツードアの原則」の廃止について

平成23年度まで、移動支援事業の範囲としては、外出目的の達成に係る出発地（自宅）から到着地（自宅）までの一連の移動の間を対象（ドアツードアの原則）としていました。
これを、平成24年度から廃止し、片道や目的地内のみでの利用も可能としています。

○平成23年3月まで

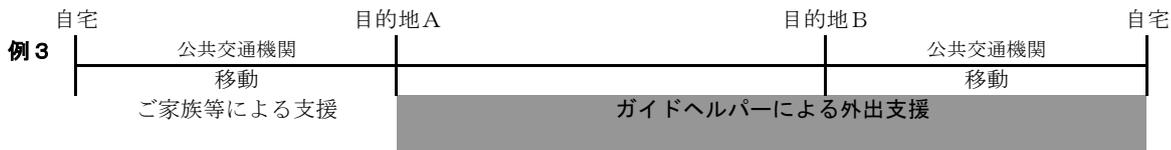
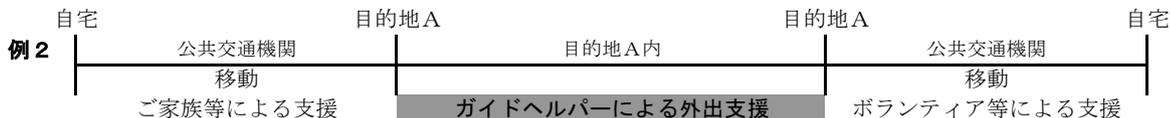
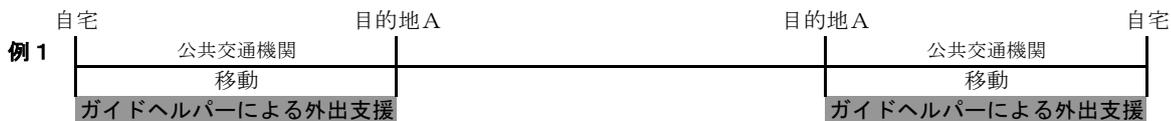
移動支援の開始及び終了は自宅でなければなりませんでした。



○平成24年4月から

移動支援の開始場所や終了場所は、自宅以外でも可能です。また、目的地内のみで支援を受けることも可能です。

（ガイドヘルパーの運転時間中は、従来どおり算定の対象とはなりませんので、ご注意ください。）



2. 学校や施設等への送迎に関して

移動支援は

「通勤及び通所施設や学校等への送迎、営業活動に係る外出は除く」
「通年かつ長期にわたる外出は除く」 } とされています。

このため、以下の例のような学校や施設等への通所については、移動支援の対象とはなりません。
公共交通機関、スクールバス、施設の送迎サービスなどの手段やご家族による送迎などをご利用ください。



ただし、利用者（保護者）の日常生活の状況やご要望等を踏まえて、利用者（保護者）と事業所とにおいて、具体的な移動支援事業の内容等についてご協議いただき、個別支援計画に当該送迎の必要性、頻度及び期間などを位置づけ、これを障害福祉課まで提出いただいたうえで、個別に当該送迎を認める場合がありますので、ご相談ください。

また、学校等の通学については、**特別の事情があると認められる家庭**は利用が可能です。

3. 特別の事情があると認められる家庭

- ・ひとり親家庭又は保護者が単身赴任をしているとき
- ・保護者が属する世帯に複数の障害者等が属しているとき
- ・保護者が妊娠中である又は出産後8週間を経過する日が属する月の末日までの期間内にあるとき
- ・保護者が疾病にかかり、又は負傷しているとき
- ・保護者が同居の親族を介護しているとき

4. 個別支援計画にて整理していただきたい事項

様式や内容等は事業所の任意です。ただし、特に以下の点については利用者と事業所とにおいて互いによく整理して計画に位置づけたうえで、当課までご提出ください。

そのうえで、算定を認める場合があります。

①必要性（他の手段との整理を含む。）

なぜ、他に方法がなく、移動支援で「送迎」が必要なのかを整理してください。

- 例)
- ・施設の送迎バスはあるが、施設から自宅までしか行ってもらえない。施設からの帰りに、途中で買い物等をしてから自宅に帰る際に移動支援を希望する。
 - ・スクールバスはあるが、自宅からバス停までの間は1人では行き来ができない。このため、この間の移動支援が必要。
 - ・公共バスはあるが、1人では利用できない。1人でも利用できるよう練習するため、一定期間ガイドヘルパーと共にバスで通所したい。

②頻度

どれくらいの頻度で移動支援での「送迎」を利用するかの点を整理してください。

- 例)
- ・週に1～2回程度、通所施設の帰りに利用
 - ・月に1～2回程度、学校帰りに利用
 - ・ほぼ毎日スクールバスから自宅まで利用

③期間

いつからいつまでの期間当該利用を行うかを整理してください。

（最大でも6か月以内とし、少なくとも6か月に1度は見直しを行ってください。）

- 例)
- ・通所を始めてから半年間（平成24年5月から11月まで）
 - ・雪が積もり、視覚障害者用誘導ブロックがわかりにくくなる冬期間
 - ・1人で通所ができるようになるまでの目標期間（平成25年3月まで）